

伊集院都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

理由

伊集院都市計画区域においては，当初，平成16年に策定し，「やすらぎとにぎわいのまちづくり」を基本理念として都市づくりに取り組んできた。

策定から10年以上が経過し，この間，徳重地区の土地区画整理事業や伊集院駅周辺整備事業などの整備を進めてきたところである。

しかし，一方では，産業経済の低迷や少子高齢化の進行など本市を取り巻く社会情勢は大きく変化し，さまざまな課題も生じている。

また，平成28年には第2次日置市総合計画を策定し，総合的かつ計画的なまちづくりを進めているところである。

このようなことから，今回，都市全体の将来像を明確にするため，「日置市の行政・経済の中心として，ずっと住みたい，にぎわいある伊集院」を基本理念として，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更するものである。

伊集院都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
① 主要用途の配置の方針	3
② 土地利用の方針	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	5
① 交通施設の都市計画の決定の方針	5
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	7
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	8
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	9
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	9
② 市街地整備の目標	9
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	9
① 基本方針	9
② 主要な緑地の配置の方針	9
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	10
④ 主要な緑地の確保目標	11

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

伊集院都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の日置市東部に位置し、南九州西回り自動車道や北九州市を起点とし鹿児島市を終点とする国道3号などの広域的な幹線道路が通っている。

「伊集院」という地名は、都が京都に変遷された頃、この地に租税の品を収納する厳重な垣をめぐらした倉院が建てられ、また、「イス」ノキが多く自生していたことに由来し、これらの「イス」「倉院」が「伊集院」となった。

本区域は、鹿児島市から20km圏内という地理的条件にあり、古くから日置郡の中心都市として発展してきており、平成17年の市町村合併以降は日置市の行政・経済活動の中心的な役割を果たしている。また、近年では住宅地開発やJR伊集院駅周辺における土地区画整理事業の市街地再開発が進むなど市街地発展が見られる。

一方、中心市街地では朝夕の慢性的な交通渋滞が発生している状況にある。

また、本区域の豊かな自然、文化、歴史的伝統に育まれた観光資源等本区域の魅力は今後とも伝承し、住宅都市や福祉都市としての安らぎと商業都市や観光都市としてのにぎわいの創出を目指した生活環境づくりを進める必要がある。

このようなことから、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

**「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」
を実現するまちづくり
～日置市の行政・経済の中心として、ずっと住みたい、
にぎわいある伊集院～**

この基本理念を実現するため、本区域の都市計画の基本方針を次のように定めて、都市づくりを進める。

■特色を活かした個性あるまちづくり

本区域固有の歴史・文化・伝統等を活かし、個性ある施設整備、シンボルの創出、地域名の由来であるイスノキの活用、妙円寺詣りの活用によるまちづくりを進める。

また、周辺を山や丘陵に囲まれた本区域固有の自然景観や鯉が泳ぐ中心市街地の街路景観、妙円寺団地の生け垣に囲まれた閑静

な住宅地の景観など、本区域の特色を活かした固有の個性あるまちづくりを進める。

■ 自然に配慮したまちづくり

本区域は、農地等の田園風景と山林等の自然地によって囲まれている。これらの緑はうるおいを与えてくれる貴重な財産であり、自然地の開発には周辺環境への十分な配慮が必要である。

こうした観点から、常に“自然の保全”に留意し、自然へ配慮した田園都市づくりを進める。

■ 高齢者等に配慮したまちづくり

高齢化の進展に対応した、バリアフリーやユニバーサルデザインの理念を取り入れた各種施設整備を進め、高齢者及び障がい者等に配慮した、すべての人にやさしいまちづくりを進める。

2) 地域毎の市街地像

① J R 伊集院駅周辺地域

J R 伊集院駅周辺地域を都市中心核として位置づける。

本地域は、商業・業務・交通等の都市機能を集積する中心市街地として、また、日置市の中心市街地としての都市拠点の形成を図る。

② 市役所周辺地域

市役所周辺地域を生活・文化拠点として位置づける。

本地域は、行政サービス機能及び住民交流機能の集積するエリアとして、都市景観等に配慮した整備により、一層の機能集積を図る。

③ 清藤地域

伊集院インターチェンジ及び清藤工業団地（農工団地）の周辺については流通・業務エリアとして位置づける。

本地域は、工業・業務・流通系の新市街地として、周辺土地利用との調和を図る。また、工業・業務・流通系を主とした流通・業務エリアとして拠点の形成を図る。

④ 城山公園・伊集院総合運動公園・徳重神社・妙圓寺

城山公園、伊集院総合運動公園及び妙円寺詣り関連施設については、観光・レクリエーション拠点として位置づける。

これらの観光・レクリエーション拠点は、各々の施設特性に応じた整備，保全を図るとともに，住民や観光客にとって，魅力ある憩いの場となるような施設等の整備を図る。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域は、交通アクセスの向上、妙円寺団地等の大規模開発を契機に、鹿児島市のベッドタウン化が進行し、これまで人口は増加してきた。しかし、近年は横ばい傾向で、今後は人口が減少傾向に転じていくことが予想されている。また、これまで妙円寺団地等の大規模な住宅団地の開発等や中心部の土地区画整理事業による市街地再整備等、計画的なまちづくりを進めており、無秩序な市街地の拡大は見込まれないと判断される。

また、商業地及び工業地については、現用途地域内及び現在の農工団地への計画的な誘致で土地需要は収容可能であると判断される。

本区域において、健全な都市形成及び魅力と個性あふれるまちづくりを行うためには、区域の大部分を占める市街地外の良好な自然的環境の保全を図っていく必要があるが、農業振興地域の整備に関する法律、森林法の土地利用規制により十分対処できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

J R伊集院駅周辺地域は、本区域の商業・業務・交通等の都市機能の集積する中心市街地と位置づけ、商店街の活性化、特徴・魅力ある各種都市施設の整備、機能の充実等を図る。

市役所本庁舎周辺地域は、行政・文化拠点として位置づけ、行政サービス機能及び住民交流機能の集積するエリアとして、都市景観等に配慮した整備を進め、都市機能の集積を図る。

b 工業地

工業地域に定められた徳重地域周辺及び伊集院インターチェンジ、清藤工業団地の周辺は、工業地として位置づけ、周辺の住宅地の環境を保全しつつ、その生産基盤の整備を図る。

c 流通業務地

伊集院インターチェンジ及び清藤工業団地の周辺は流通業務地として位置づけ、日置市の広域的な物流の拠点及びインターチェンジの利便性を活かした商業業務地として整備を図る。

d 住宅地

妙円寺団地は、居住環境の優れた住宅地として位置づけ、今後も住環境の維持保全を図る。中心市街地とつつじヶ丘団地を結ぶ県道伊集院日吉線の沿線周辺と中心市街地東部、徳重神社周辺は住宅地として位置づけ、良好な居住環境の維持・整備を図る。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

J R伊集院駅周辺地域については、「にぎわいのまちづくり」として快適な都市空間を創出し、魅力ある商業環境の形成を図る。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

市役所本庁舎周辺は、行政・文化拠点として、行政サービス及び住民交流機能の集積を図る地区として、商業系に用途転換を図る。

また、用途地域内の主要道路沿道及び妙円寺団地縁辺部については、住宅地等の商業需要を確保するため、必要に応じて緩和を図るとともに、外環状道路の内側の用途未指定地区のうち、開発動向の強い地区については土地利用の適正な誘導を図る。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

徳重地域については、土地区画整理事業等による面的整備により確保された、公共空地により、緑豊かな住環境の形成を推進する。また、整備された道路・公園等の都市基盤施設や、高齢者・障がい者に配慮した施設等の適切な維持を図る。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

徳重神社周辺の樹林地は、都市にうるおいを与える貴重な自然であり、都市景観の一部をなす重要な要素であることから保全に努める。

e 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害警戒区域等の土砂災害危険箇所については、災害を未然に防ぐ観点から市街化を抑制する。

g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

城山公園及び周辺の丘陵地は、良好な自然環境を有することから、今後とも都市環境の保全に努める。

h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

伊集院インターチェンジ周辺及び清藤工業団地については、流通業務地及び工業地として、計画的な整備を促進する。

市街地周辺の既存集落は、自然環境や農業的環境との調和を図りつつ、良好な生活環境の整備を行う。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の道路網は南九州西回り自動車道、国道3号、県道伊集院日吉線、県道鹿児島東市来線等の県道及びこれらに連絡する主要市道により形成されており、鹿児島市と南薩・北薩地域方面を結ぶ交通の要衝にある。

本区域では、通過交通と通勤通学などによる区域内交通量の増加による中心市街地の交通渋滞の慢性化や、生活道路への車の進入による騒音等の問題が起きている。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 南九州西回り自動車道へのアクセス強化を図る道路網を構築する。
- 中心市街地における交通混雑の緩和のため、バイパス機能を有する外環状道路を構築する。
- 安全性及びバリアフリーに配慮した歩行者空間の整備など生活環境と調和した都市交通施設の整備を図る。
- 施設整備にあたっては、既存施設の有効利用を図りつつ、計画的、段階的整備を行う。
- 公共交通については、日置市地域公共交通網形成計画に基づき、JRと路線バス等の役割分担を明確にするとともに、地域ニーズに対応した公共交通網の充実を図る。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、高規格幹線道路、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

生活圏の拡大による今後の広域交通に対処するとともに、都市

内の交通を円滑に処理するため、既存道路の機能向上を含め、次の方針により適正に配置し整備を図る。

種 別	配置の方針
高規格幹線道路	<p>広域的な交流ネットワークの形成を図るため、高規格幹線道路を配置し、南九州西回り自動車道については、整備促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南九州西回り自動車道
主要幹線道路	<p>市街地における交通渋滞の解消と歩行者の安全性の確保を図るため、広域交通の円滑化を図る以下の道路を配置し整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道鹿児島東市来線
都市幹線道路	<p>主要幹線道路と中心市街地とを結び、市街地の骨格となる道路網を形成する以下の道路を配置し、整備を促進する。</p> <p>また、伊集院インターチェンジと市街地間のアクセス道路の充実を図る。</p> <p>都市内連絡道路：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)外環状道路 ・都市計画道路3・5・7号上之馬場通り線（(仮称)外環状道路） <p>市街地内骨格道路：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路3・4・13号文化通り線 ・都市計画道路3・5・5号向江町線 ・都市計画道路3・5・3号朝日通り線
その他の道路	<p>J R伊集院駅の利用者の利便を図るとともに、南北の歩行者動線を確認するため、都市計画道路8・7・1号駅北口南口線を配置するとともに、駅前広場の環境整備を図る。</p> <p>薩摩街道の歴史的景観形成と歩行者空間整備を図る。</p>

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道路	<p>高規格幹線道路：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南九州西回り自動車道

	主要幹線道路： ・ 県道鹿児島東市来線 都市幹線道路： ・ (仮称)外環状道路 ・ 都市計画道路3・5・7号上之馬場通り線 ((仮称)外環状道路) ・ 都市計画道路3・4・13号文化通り線 ・ 都市計画道路3・5・3号朝日通り線
--	--

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域では、公共下水道の整備により、公共用水域の水質保全、生活環境の向上を図る。また、公共下水道計画区域外を含め、雨水排水対策を推進し、生活環境の整備に努めるとともに都市の健全な発展を図る。

一方、都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

現在整備が完了している区域の隣接部を順次整備し、伊集院公共下水道計画区域における下水道の完成を目指し整備を進める。それ以外の地区については、地域特性に適した総合的な生活排水対策を図る。

2) 河川

治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

「かごしま生活排水処理構想」「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」に基づき、公共下水道計画区域において、下水道の整備を進めるとともに、区域外については合併処理浄化槽設置の促進と、現有施設の適正かつ計画的な維持管理、市民等への生活排水処理に関する啓発と指導の展開を図る。

イ 河川

本区域には、神之川、野田川、長松川等の河川がある。これらの河川については、その特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
下水道	未整備地区の解消 ・荒瀬処理分区の一部 ・向江町処理分区の一部
河川	・二級河川神之川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設やし尿処理施設など快適な居住環境や美しい地域環境の維持・形成及び都市機能の向上等のために必要な公共公益施設については、各地区の実情，周辺環境との調和等を考慮するとともに，日置市全体や広域圏での連携を図りながら，適正かつ計画的に整備する。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

本区域のごみ処理施設は，日置市クリーンリサイクルセンターにより対応している。

今後においては，環境への配慮と居住環境の向上の観点により「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を踏まえつつ，適正に配置する。

イ し尿処理施設

公共下水道区域外のし尿及び浄化槽汚泥は南さつま衛生センターによる処理を行っており，施設の維持に努める。

c 主要な施設の整備目標

現在のところ，概ね10年以内に整備を予定する施設は特にはないが，適切な維持・補修の上，必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、JR伊集院駅を中心に市街地が形成されている。本区域においては、安全で快適かつ効率的な都市活動を確保するため、都市基盤の整備を優先的かつ計画的に進め、生活環境の整備及び都市機能の整備・充実を図る。

さらに、秩序ある居住環境の改善、生活基盤の向上を目指し、低未利用地の多い地区や、無秩序な市街地を形成する恐れのある地区については、地域住民との合意形成に努めながら土地区画整理事業など計画的な市街地環境の整備を図る。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の事業はないが、市街化の動向に応じて適宜検討する。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域内には、徳重神社・城山公園等の史跡がある。徳重神社では、鎧甲冑に身を固めて武者行列する鹿兒島の三大打事の一つ「妙円寺詣り」が行われる。城山公園は、鎌倉時代のはじめに築城された一字治城跡で、北に神之川が流れ、三方は絶壁で天然の要塞を呈していたという自然地形や、市街地や桜島、東シナ海を望むことができるロケーションを活かし、憩いの場として市民に広く親しまれている。

今後、こうした文化財や自然環境を一体化した地域景観として保全するとともに、近年のスポーツ・レクリエーション需要の増大や、災害時における避難地の確保等に対処するため、各種機能に応じた公園・緑地の適正な配置及び小規模公園の再編を図るとともに、良好な環境づくりを目指す。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全 システムの配置	城山公園	優れた自然景観地として保全を図る。
	斜面緑地及び 神之川沿いの 緑地	緑地を活かして緑のネットワークの 形成を図る。

	市街地内の緑地	徳重神社の緑地等市街地内の緑地の保全を図る。
b レクリエーションシステムの配置	区域全体	近年のレクリエーション需要の増大等に対処するため、市街地の土地利用形態等を勘案して、公園緑地等を適切に配置し充実を図る。 また、小規模公園の再編を図るとともに、施設の適正な維持管理、長寿命化に取り組む。
	城山公園	自然地形の保全とザビエル会見の地としての歴史性等に配慮し、既存のアスレチック広場等のさらなる充実等、公園利用の促進を図る。
	伊集院総合運動公園	伊集院総合運動公園の整備・充実により、魅力あるスポーツ・レクリエーション機能の充実を図る。
c 防災システムの配置	区域全体	災害発生時における安全を確保し、避難路・避難地及び救難活動の場となる公園・緑地などオープンスペースの確保と適正な配置に努める。 また、土砂災害警戒区域等の土砂災害危険箇所については、災害を未然に防ぐ観点から市街化を抑制し、緑地等として保全する。
d 景観構成システムの配置	徳重神社・妙圓寺	本県の三大打事のひとつである「妙円寺詣り」が催される地でもあり、その歴史的・文化的価値に鑑み、歴史・文化が薫る街並みを創出し、本区域の歴史エリアとして徳重神社・妙圓寺とその周辺及び薩摩街道について街並み形成・誘導を図る。
	城山公園	史跡公園として景観の形成を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

伊集院総合運動公園の多目的グラウンドの増設を図るとともに、健康づくり複合施設ゆすいんについては、多様な施設利用者の増進に努める。

また、妙円寺中央公園の施設の充実を図るとともに、徳重地区については、土地区画整理事業にあわせて公園を増設するなど、

住民が安全で快適な日常生活を営むため、スポーツ・レクリエーション活動、コミュニティの場として各種公園の整備を図る。

徳重神社・城山公園等、緑の景観を形成する市街地内や市街地周辺の山林や斜面緑地等は、自然環境の保全のため必要に応じ、風致地区や緑地保全地区等の地域制緑地の指定などによる緑地保全策を検討する。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種 別	名 称 等	規 模
運動公園	伊集院総合運動公園	約18.2ha

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて、指定の検討を行うものとする。

伊集院都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡例

住宅地	農業ゾーン	観光・レクリエーション地区	主要幹線道路(概ね整備済み)	公園・緑地 (概ね10年以内に整備)
商業・業務地	樹林地ゾーン	鉄道	主要幹線道路(概ね10年以内に整備)	公園・緑地
工業地		高規格幹線道路(概ね10年以内に整備)	主要幹線道路(概ね10年以降に整備)	河川・海・湖沼
流通業務地		高規格幹線道路(概ね10年以降に整備)	都市幹線道路(概ね整備済み)	都市計画区域界
			都市幹線道路(概ね10年以内に整備)	
			都市幹線道路(概ね10年以降に整備)	

注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

